

総務教育常任委員会資料

(令和8年9月15日)

〔件名〕

- ・ 私立中学校就学支援金制度にかかる県議会附帯意見への対応状況について
【教育学術課】・・・2
- ・ 県立高等専門学校の検討に関するアンケートの実施について
【教育学術課】・・・4
- ・ 令和8年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について
【人事企画課】・・・5
- ・ 第2回PPP／PFI事業優良事例表彰の受賞について
【行財政改革推進課】・・・6
- ・ 県有施設のガス設備及び煙突の緊急点検結果について
【行財政改革推進課、営繕課】・・・7

総 務 部

私立中学校就学支援金制度にかかる県議会附帯意見への対応状況について

令和8年9月15日
教 育 学 術 課

私立中学校就学支援金制度(以下「支援金制度」という。)にかかる県議会附帯意見に対して、以下のとおり対応状況を報告します。今後、さらなる検証・調査などを行いながら、来年度以降の支援の在り方について、検討を進めてまいります。

<附帯意見の概要>

①応能負担等の観点から上限・支給額を適切に見直し ②県財政・中山間地域への影響分析、議会報告 ③制度の効果・副作用検証の上、令和9年度制度見直し ④県外生支援の在り方整理 ⑤国への制度化・財源措置要望 ⑥将来の教育体制の在り方整理

1 既に対応した項目の状況

(1) 応能負担の観点から上限・支給額の見直し(令和8年度の取り扱い)

・授業料完全無償化の範囲を年収590万円から年収700万円に拡充し、年収910万円まで支給上限額の階段を設け、応能負担による支援を実施している。

(2) 国に対する要望

・松本文部科学大臣に対して「私立中学校に通う義務教育段階の児童生徒への経済的支援」について、令和8年4月21日及び8月6日に要請活動を実施した。

<要望内容>

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、教育を受ける権利の保障や公私間格差解消の観点から、自治体の財政負担を伴わない就学支援金の支給制度を創設すること。

2 現在対応している項目の状況

(1) 支援金制度の予算額推移にかかる検証

・中高一貫校で行われる教育を特色として、県内私立中学校へ進学する生徒は、近年増加傾向にある。また、令和8年度は支援金制度の見直し(年収区分の変更、授業料引上げ相当額の支援拡充)を行ったことから、支給額が増加した。

・今後については、東部地区において新設が予定されている中高一貫校が認可され、既存の中高一貫校も含め同様の傾向で全生徒数が推移した場合にあっては、支援金制度に基づく支給額は増加傾向を示すことが見込まれる。今後、各学校法人からの意見聴取も行いながら、将来見立てを含め精査を行う。

<参考:県内私立中学校の生徒数>

(単位:人)

	R4	R5	R6	R7	R8
全生徒数	340	351	377	360	391
うち県内	318	331	360	350	381
うち県外	22	20	17	10	10
(参考)全定員数	450	480	480	498	498

<参考:県私立中学校就学支援金の支給額>

(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8(暫定)
支給総額	70,554	70,567	73,814	68,043	134,832
うち県内	65,951	66,488	70,428	65,924	131,375
うち県外	4,603	4,079	3,386	2,119	3,457

(2) 県内市町村(主に中山間地域)からの意見聴取

・中山間地域の小学校から私立中高一貫校へ進学する児童が一定数存在しており、その進学数は増加傾向にある。地域の教育環境の維持等を担う市町村教育委員会から、主に以下2点を中心とした意見が寄せられている。引き続き、市町村教育委員会からの意見聴取を行っていく。

<中山間地域の生徒確保や流出への懸念>

・一度制度を創設したら後戻りできないのは理解するが、これ以上の制度拡充には疑問がある。応能負担の制度は維持すべきでは。

・保護者にとって悪い選択肢ではないが、生徒の私学志向が加速すると、公立学校の存続自体が危ぶまれる。自分たちも選んでもらえる公立学校にしないといけない。

<公立中学校の魅力化にかかる必要性>

- ・公立学校は頑張って魅力を維持する必要がある。
- ・公立学校への支援が不十分である中、私学への支援を行うのであれば、市町にもしっかりしたバックアップをしてほしい(不登校支援、部活動の地域展開など)。

【公立中学校の魅力化のために市町村教育委員会が行っている取組等】

- ・地域に在住している家庭はもとより、移住・定住の家庭にもふるさとキャリア教育を実施
- ・「子どもシンポジウム」として、子どもの意見を町長へプレゼンし、町の施策へ反映する取組
- ・子どもたちが地域を紹介した動画やレポートを作成し、町の施策として観光マップに活用
- ・不登校対策として、教育支援センターの職員の増員、校内サポート教室の充実
- ・複式学級とならないよう教員を配置
- ・給食費の基準額を超える部分や学校の教材費や修学旅行への補助

(3) 他自治体における県外生支援制度にかかる状況把握

- ・各自自治体における私立中学校授業料への支援は、家計急変や被災者支援を中心として、44 都道府県で実施されている。
- ・そのうち 13 都府県では、生活保護世帯のほか各都府県独自の基準額未満の世帯等に対して授業料支援を実施している。また、そのうち7県(本県含)では、在住要件を設けずに授業料支援を実施している。

<令和7年度私立中学校授業料等支援の取組状況(都道府県)>

支援自治体数	支援内容	都道府県名
44	授業料支援	秋田県、山形県、和歌山県を除く自治体
31	家計急変・被災者支援のみ	青森県、島根県、鹿児島県など
13	独自の基準額未満の世帯等への支援	東京都、京都府、長崎県など
7	うち在住要件なし	群馬県、鳥取県、広島県、山口県、高知県、熊本県、沖縄県

(4) 鳥取県私立学校協会と県教育委員会との意見交換

- ・8月 25 日に公私立高等学校意見交換会を開催し、「生徒数減少に伴う高校教育のあり方」をテーマに鳥取県私立学校協会と県教育委員会による意見交換を実施した。今後とも、継続的に両者間で、同テーマに基づく議論を行っていくことを確認した。

3 今後の対応

県議会、鳥取県私立学校協会、県教育委員会、市町村教育委員会などと協議・情報共有を行いながら、県議会附帯意見への対応を順次進めていくとともに、令和9年度以降の支援金制度の在り方について、検討を進めていく。

県立高等専門学校の検討に関するアンケートの実施について

令和8年9月15日

教 育 学 術 課

令和8年7月21日に開催した第1回県立高等専門学校の検討に関する協議会（以下「協議会」という。）での議論を踏まえ、県立高等専門学校（以下「県立高専」という。）に係る検討に当たり、生徒・保護者の県立高専に対する関心や希望などを把握するため、中学生・保護者アンケートを実施します。

1 アンケート調査の概要

（1）目的

- ・本県における県立高専に係る検討に当たり、県内中学生及びその保護者の進路選択に関する意向や、高等専門学校に対する認知や県立高専への関心、希望する学習分野などを把握し、今後の検討に活用する。

（2）調査対象校

- ・全ての県内公立中学校及び義務教育学校

（3）調査対象者

- ・中学校第3学年及び公立義務教育学校9年生の生徒（約4,600人）並びにその保護者

（4）実施方法

- ・電子アンケート

（5）実施時期

- ・令和8年9月2日（水）～9月16日（水）

（6）主な質問項目

<中学生>

- ・高等専門学校への関心
- ・興味のある学びの分野、学びたい分野
- ・県立高専が設置された場合の進路選択の意向 など

<保護者>

- ・高等専門学校への関心
- ・学びの選択肢の多様化に対する考え
- ・高等専門学校に望む魅力 など

2 今後の対応

アンケート結果や協議会幹事会（事務レベルの検討チーム）での検討、調査・分析などを基に、次回協議会（秋頃開催予定）で県立高専の設置可能性やあり方について議論する。

令和8年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について

令和8年9月15日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

1 本県の障がい者雇用率

【令和8年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.56%	103人
教育委員会	2.89%	135人
病院局	2.91%	31人

※法定雇用率2.8%（教育委員会2.7%）。

なお、令和8年7月に引き上げられ、令和9年6月現在の雇用率から適用される。
（引き上げ後の法定雇用率3.0%（教育委員会2.9%））

※知事部局には企業局を含む。

※本数値は速報値で、厚生労働省が12月頃に確定させ、翌年公表する。

＜参考：障がい者雇用率の推移＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (速報値)	…	R11年度 計画目標値
知事部局	3.29%	3.32%	3.42%	3.48%	3.51%	3.52%	3.56%		3.70%
教育委員会	2.42%	2.58%	2.74%	2.77%	2.84%	2.71%	2.89%		2.90%
病院局	2.73%	2.63%	2.77%	2.73%	2.90%	2.83%	2.91%		3.00%

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

令和2年度に鳥取県障がい者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、障がいのある職員の職場定着のための「相談窓口の設置」や、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との課題認識の共有や連携のための「障がい者雇用推進チーム会議の開催」などに取り組んでいる。

＜これまでの県の障がい者雇用促進のための取組＞

開始時期	内容
平成6年度～	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度～	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度～	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度～	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度～	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施
令和2年度～	≪鳥取県障がい者活躍推進計画を策定（R2.4）≫ ・障がい者雇用推進チーム会議の開催 ・障がいのある職員相談窓口の設置
令和5年度～	知的障がい者を対象とした正規職員の採用試験について、特別支援学校高等部（知的障がい）卒業生（見込み含む）であれば手帳の有無に関わらず受験できるよう、試験内容を見直し
令和6年度～	・本庁舎ワークセンターを拡充（9名に増員） ・水産試験場にワークセンターを設置（1名雇用）
令和7年度～	・八頭庁舎、衛生環境研究所、農業試験場にワークセンターを設置（各1名雇用） ・令和8年4月採用予定の採用試験において、 ①鳥取方式短時間勤務の区分を新設（身体、精神、知的） ②土木技師の区分を新設（身体、精神） ・教育委員会事務局ワークセンターを新設（東部4名、中部2名雇用）
令和8年度～	・農業試験場のワークセンターを拡充（定数3名に増員） ・教育委員会事務局ワークセンターを新設、増員（新設：本庁2名、増員：東部、中部各1名増員）

第2回PPP／PFI事業優良事例表彰の受賞について

令和8年9月15日
行財政改革推進課
企業局工務課

内閣府が実施する「第2回PPP／PFI事業優良事例表彰」において、公営水力発電所として全国で初めてコンセッション方式を導入した「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」が優秀賞を受賞し、表彰状が授与されましたので報告します。

なお、本県では、第1回目の「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業」の優秀賞受賞に引き続いての連続受賞となります。

1 PPP／PFI事業優良事例表彰の概要

- ・内閣府が全国のPPP/PFI事業の中から先導的な優良事例を表彰し、地方公共団体等や民間事業者のPPP/PFI推進のための機運醸成を図り、地域におけるPPP/PFI活用拡大、PPP/PFI活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫の最大化を図ることを目的とした表彰制度である。
- ・令和8年4月10日から同年5月29日まで公募され、19件の応募があった。
(部門別内訳…人口20万人以上：6件、人口20万人未満：13件)
- ・外部有識者で構成される選考委員会による審査を経て、計6件（大臣賞2件、優秀賞2件、特別賞2件）の受賞事業が決定された。

2 受賞の概要

- (1) 受賞部門 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
- (2) 表彰の種類 優秀賞（PPP/PFIの推進に資する取組を実施し、他の模範となる顕著な実績を有する事業）
- (3) 事業名 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業

・事業概要	鳥取県で運営する公営水力発電施設について、コンセッション方式を導入し、発電所3施設の再整備と、利水ダム2施設を含む発電所4施設の運営維持業務を実施。
・事業期間	令和2年9月1日～令和26年11月30日 〔令和2年9月：春米発電所、令和5年9月：小鹿第二発電所、令和6年8月：小鹿第一発電所、令和6年12月：日野川第一発電所が順次運営維持業務開始〕
・参画事業者	【代表企業】三峰川電力株式会社 【構成企業】中部電力株式会社、美保テクノス株式会社、株式会社チュウブ

(4) 主な評価視点

- ・公営水力発電所として全国で初めてコンセッション方式を導入しており、先導性が高いこと。
- ・発電所施設の再整備期間について、県直営で行う場合は約10年間を見込んでいたところ、民間事業者のノウハウ等によって約5年間に短縮されたこと。
- ・再整備に要する事業費を運営権対価と相殺させることにより、県の財政負担なく3発電所の再整備事業を行うことができたこと。



日野川第一発電所（外観）

3 表彰授与式

- (1) 日時 令和8年9月3日（木） 午後2時から午後5時まで
- (2) 場所 内閣府 中央合同庁舎8号館 講堂 （東京都千代田区永田町1-6-1）

県有施設のガス設備及び煙突の緊急点検結果について

令和8年9月15日

行財政改革推進課

営 繕 課

令和8年熊本地震によるイオンモール熊本のガス爆発及び日本製紙八代工場の煙突倒壊を受け、県有施設のガス設備及び煙突の緊急点検を実施しましたので、その結果について報告します。

1 ガス設備の緊急点検

(1) 実施期間

令和8年8月4日（火）～9月11日（金）

(2) 点検対象施設

ガス設備のある県有施設 80 施設（庁舎、県立高校、県立病院、福祉施設など）

※指定管理・コンセッション導入施設、県営住宅及び職員住宅については別途、点検を推奨

(3) 点検内容

ガス設備の安全装置（ガス漏れ警報器・感震遮断装置）の設置状況及び緊急時の作動状況

(4) 点検結果

ガス事業者または職員による点検を実施。全ての施設で異常ないことを確認した。

2 煙突の緊急点検

(1) 実施期間

令和8年7月31日（金）～8月18日（火）

(2) 点検対象施設

①空調熱源用の煙突を有する県有施設 10施設

（県庁舎、東部庁舎、中部総合事務所、日野振興センター、喜多原学園、職員人材開発センター、福祉相談センター、皆成学園、産業人材育成センター倉吉校、＊農業大学校（5月に実施済み））

②焼却炉等を有する県有施設 4施設

（鳥取家畜保健衛生所、倉吉家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、中小家畜試験場）

(3) 点検方法及び点検結果

①について営繕課・地方機関職員による目視及び打診調査を実施。全ての施設で異常ないことを確認した。

②について施設職員による目視点検を実施。全ての施設で異常ないことを確認した。

3 今後の対応

引き続き、県有施設のガス設備及び煙突の定期的な点検及び維持管理を行い、安全確保を図る。